

## 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する計画

茨木市

### 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

### 2 促進計画の目標

#### 1. 長谷・下音羽地域

##### (1) 現況

本地域は、茨木市の中でも北部の山間部に位置しており、地区の大半は山林で、小河川に沿って傾斜の大きい棚田が残る農村地域である。しかも農業耕作面積が1ha未満の農家が大半を占め、加えて、少子高齢化が進んでいるため、地域ぐるみで、農地及び農業用施設の維持管理活動を実施することが必要である。

##### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる「農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業」を推進し、多面的機能の發揮の促進を図ることとする。

#### 2. 錢原地域

##### (1) 現況

本地域は、茨木市の最北部の山間部に位置し、地区の大半は山林で、傾斜の大きい棚田も残る農村地域である。緩傾斜部でS.50年代後半に整備をはじめとする農業基盤整備を終えているが、農業耕作面積は1ha未満の農家が大半を占め、加えて、少子高齢化が進んでいるため、地域ぐるみで、農地及び農業用施設の維持管理活動を実施することが必要である。

##### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる「農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業」を推進し、多面的機能の發揮の促進を図ることとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	長谷・下音羽	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	錢原	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③		

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。